

令和5年度八重瀬町教育委員会

事務事業の点検・評価報告書

令和6年 9月

八重瀬町教育委員会

目 次

- 1、 はじめに
- 2、 点検・評価の対象及び方法
- 3、 教育委員会主要施策の点検・評価表
- 4、 主要施策に対する外部委員の評価と提言
学識経験者の知見の活用

1 はじめに

平成19年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の一部改正がなされました。

改正後の地教行法第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされました。

この報告書は、令和5年度の事務について、八重瀬町教育委員会が実施した状況を自ら点検評価したものをまとめたものです。

また、その結果を議会に提出するとともに町民に公表することといたしました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検評価の対象及び方法

令和5年度教育主要施策の中から抽出した重点的な事務事業を対象としました。

点検評価にあたりましては、事業ごとの点検評価シートを作成し、評価基準により必要性、及び効率性、及び有効性の面から評価を試み、総合評価を行い、課題と今後の展開を検討しました。その後、学識経験者の知見の活用を実施し、意見を頂きます。

総合評価は次の4段階とする。

- A 十分目標を達成できた
- B ほぼ目標を達成できた
- C 目標を下回っている
- D 抜本的な改善及び休止を検討する

課題と今後の展開

上記評価を踏まえて、課題を確認し、改善に向けて今後の展開を検討する。